

裁量ペナルティ ガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティなし）から失格（DSQ）までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. 但し、違反が故意であった場合には、プロテスト委員会は規則2（公正な帆走）に基づくペナルティー（DNE）を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、あらかじめ決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対してまずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド1： 00-10%（中点 5%）
 - バンド2： 10-30%（中点 20%）
 - バンド3： 30-70%（中点 50%）
 - バンド4： DSQ / DNE
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意でなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。

9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点はDSQの得点より悪くはない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される（ただし、有効な申し立てがなされたレースに限る）。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.2に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます。
- (a) 「裁量ペナルティガイドラインに基づき、出発点を××と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティガイドライン××に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティガイドライン××に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

表1 規則違反と対応するバンド

公示16	その他	
	指示に従わなかった 繰り返し違反した。	1 - 2 3
指示2.4	レース中の通信	
	指示に従わなかった 繰り返し違反した。	1 - 2 3 - 4
指示4	行動規範	
	指示に従わなかった 繰り返し違反した。	1 - 2 3 - 4
指示11.3	スタート	
	指示に従わなかった 繰り返し違反した。	1 - 2 3
指示14.3	ペナルティの申告	
	申告しなかった 繰り返し違反した。	1 - 2 3
指示19	装備の交換	
	指示に従わなかった 繰り返し違反した。	1 - 2 3
指示22	支援チーム	
	帆走指示書に従わなかった。 バンド1：翌日の出艇許可、但し定められた場所で錨泊。支援者には警告。 バンド2-3：翌日の出艇禁止。支援者には警告。 繰り返し違反した。 バンド4：規則64.5(b)の適用を考慮する。	

公示：“レース公示（Notice of Race）”を指す

指示：“帆走指示書（SI）”を指す

表2 ペナルティを決定するための一般的質問

危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性も無かった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2 – 3
及ぼした。	4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？	
有利を得る可能性も無かった。	1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。	2 – 3
有利を得た。	4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2 – 3
ある。（プロテスト委員会は規則69に基づく審問招集を検討する。）	4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、引き起こさなかった。	2 – 3
引き起こした。	4

2023年 7 月29日

プロテスト委員長 澁谷 有人